

2020年6月17日

文部科学大臣 萩生田光一 殿

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）

会長 園山満也

学校と放課後等デイサービス事業所との連携についての要望

日頃より、障害児教育の充実にご尽力くださり、厚く御礼申し上げます。

私どもは、障害のある子どもたちの放課後活動を実施する「放課後等デイサービス事業」（以下「放課後等デイ」という。）を行う事業所が加盟する全国的な連絡会です。放課後等デイは、現在、利用児童数23万以上、事業所数は1万4千か所以上（2020年2月現在）という規模となっており、特別支援学校在籍児童、生徒を中心に、多くの障害のある子どもたちが利用しています。

今般の一斉臨時休業後、多くの放課後等デイ事業所は、国からの要請に基づき原則として開所し、子どもたちやその家族の生活を支えるために事業を継続してきました。しかし、多くの問題が生じたことから、私どもは、2月28日および3月9日に、学校との連携（主に子どもたちの居場所確保、学校施設の利用）についての要望書を文部科学大臣宛てに提出いたしました。その後、文部科学省におかれましても、厚労省と連携しながら、さまざまな事務連絡、通知を発出していただきました。

そして、現在、緊急事態宣言が解除され、各地の学校は全面再開や分散登校などの形態で再開の道筋が示されました。学校再開の道筋が見えてきたことは積極的に評価できるものですが、子どもたちの生活や私どもの活動に大きな影響を与えることでもあります。

そこで、以下のことを要望いたします。

- 1、分散登校、学校再開状況（登下校時間など）や再度の臨時休校措置があった場合の見通しなどの情報については、放課後等デイ事業所にすぐに伝達してください。また、送迎時の対応などについて学校と事業所との連携を強化してください。

（1）分散登校について

緊急事態宣言が解除されたあと、学校は、完全再開や分散登校など、地域によって異なる対応となっています。現在問題となっているのは、分散登校を実施している地域での学校と放課後等デイ事業所との連携です。分散登校では、これまで行っていた平日の送迎とは時間帯が違ったり、3密回避のために子どもの待機場所や送迎車待機場所が違ったりと、学校から情報がないと放課後等デイ事業所の送迎が円滑に行えない事態が生じます。しかし、学校から情報提供がなかったり、現場の先生方も放課後等デイの送迎への対応がわからなかったりといった事例が報告されています。

分散登校が実施されている学校に対しては、放課後等デイ事業所の送迎で混乱をしないよう、事業所と密に連携することを要請してください。

(2) 学校再開、再度の臨時休校措置の際の情報伝達について

また、私どものアンケート調査では、休校措置についての情報が、「学校や教育委員会から直接事業所に来た」という数は少数にとどまり、「当該地域の障害福祉担当部局や保護者から伝えられた」という事業所が多数となりました（有効回答数 521（複数回答可）の中で、「学校からの電話、FAX またはメール」は 75、「教育委員会からの電話や文書」は 26にとどまり、「区や市の障害福祉や子ども支援の係からの電話や文書」が 179、「学校から保護者宛てのおたより」が 163 となった。）。

学校とは異なり、放課後等デイ事業所は、報酬が低く、多くの従業者はパート・アルバイトです。したがって、休校となり、午前中から子どもを受け入れるとなると、スタッフのシフト調整などを行わなくてはなりません。つまり、休校などの学校の対応についての情報が早く伝えられないと、不十分な体制で子どもたちを受け入れるしかなくなってしまうのです。分散登校などの情報も同様です。

現在実施されている分散登校の形態の変更や終了、また、第二波、第三波の際の再度の休校措置など、子どもたちの生活時間に大きな変更を加えるような措置をとる場合には、必ず当該地域の放課後等デイ事業所に前もって連絡を入れるよう、各教育委員会および学校に要請してください。

2、臨時休校期間および学校再開後の子どもたちの状態について、学校と放課後等デイ事業所との間で情報共有をするよう各学校に要請してください

多くの地域で、2月末から5月中旬までの3か月にわたって子どもたちは学校に行けませんでした。その間、放課後等デイ事業所は、学校がなくなったことで不安定になる子どもに寄り添い、また、家庭で煮詰まってしまった保護者の方の気持ちを支えてきました。もちろん、学校でも、家庭への連絡などを通じて子どもたちの状況を把握し、保護者に寄り添ってきたと思いますが、私たちは、3か月という長期間にわたって、子どもたちの成長・発達をもっとも身近で見守ってきました。特に、小中高の新1年生は、学校よりも先に事業所が子どもたちのことを把握することとなりました。

一方で、私どものアンケート調査では、この3か月間で、学校から事業所に対して子どもの状況を聞き取るなどの対応がされた事例は少数にとどまり、多くの事業所では学校から何らの連絡も受けていませんでした（有効回答数 294（複数回答可）の中で、「教職員が子どもの様子を見に事業所に来た」が 18 事業所、「事業所を休んでいる子どもについて学校と情報交換をした」が 16にとどまった。）。また、学校再開後も、情報交換の時間がないままであるという声が寄せられています。

私どもは、学校と家庭、そして事業所が、ともに子どもたちの成長・発達を見守っていくことが大切だと考えています。したがって、子どもの状態や家庭での状況を学校と共有できない現状は望ましいものではないと考えます。学校と放課後等デイ事業所との間で、子どもの状態について情報交換する機会を設けるよう、各学校に要請してください。

3、第二波、第三波に備えて、学校施設（体育館、グラウンド等）を放課後等デイ事業所に対して積極的に貸し出すことを再度要請してください

文部科学省と厚生労働省は連名で、放課後等デイ事業所が学校施設を利用することを積極的に進める事務連絡を何度も発出してきました。しかし、私どものアンケート調査では、校庭や体育館等の学校施

設を利用できた事業所の数は少数にとどまりました（有効回答数 294（複数回答可）の中で、「校庭や体育館等が利用できた」は 16 にとどまった。）。放課後等デイ事業所は、学校よりも狭い面積の施設しかもっておらず、子どもの感染防止のためにもより広い学校施設の利用は必要なものでしたが、上記の事務連絡の内容は、現場ではまったく機能していませんでした。

今後発生すると予想される感染の第二波、第三波の際には、上記事務連絡の趣旨が徹底されるよう、再度各教育委員会、学校に対して周知をお願いします。

以上